事務局長　皆様、お疲れさまです。本年もよろしくお願いいたします。
委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、また、１月としては大分暖かいですが、寒い中、総会にご出席いただき誠にありがとうございます。
はじめに、皆様ご存じのとおり、去る１２月３０日に南外地域の伊藤伊佐美推進委員がご逝去されました。ここで、皆様で黙禱を捧げご冥福をお祈りしたいと存じます。
それでは、ご起立ください。
黙禱。
ご着席ください。
本日、欠席の届出が、９番、齊藤亘委員、１９番、鈴木正雄委員から出ております。
本日は農振除外案件もあり、全員招集の総会でございます。
内容説明のため、農業振興課からも出席いただいておりますので、よろしくお願いいたします。
また、お知らせにありますとおり、こちらのお知らせですね。こちらにありますとおり、総会終了後の午後３時から引き続き、市議会議員産業建設常任委員会委員との意見交換会を実施いたします。さらに、その後、会場を大曲エンパイヤホテルに移して、午後５時３０分から新春懇談会を開催いたします。非常にタイトなスケジュールとなってございますので、皆様にはスムーズな議事の進行に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げます。
それでは、定刻となりましたので、ただいまから第３３回大仙市農業委員会総会を開催します。

（午後１時３０分　開会）

事務局長　はじめに、会長からご挨拶をいただきます。

（会長挨拶）

事務局長　ありがとうございました。
会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は２２名となっております。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
次に、前回１２月８日の総会から本日までの主な業務につきましてご報告させていただきます。
お手元に配付しております第３３回総会までの業務報告書をご覧願います。通常ですと、ご説明させていただくところですが、先ほどお話ししましたとおり、日程調整のため、失礼ですが、説明は割愛させていただきます。後ほど、資料をご確認いただきたいと存じます。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　本日の会議を開会します。
はじめに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　長　異議なしと認め、３番、長澤信徳委員、４番、本間隆喜委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　　議案第１号の「大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とします。

事務局長　　議案第１号　大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
大仙農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定に基づき大仙市長より大仙市農業委員会会長あて諮問があったので意見を求める。
令和５年１月１２日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　農業振興課の説明を求めます。

農業振興課

農業振興課の杉山と申します。
日頃より農業委員の皆様、また最適化推進委員の皆様には多大なるご理解、ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。
本日は、農業振興課から私と須田康平主査の２人で議案の説明に参りました。どうぞよろしくお願いいたします。
はじめに、議案第１号については、大仙農業振興地域整備計画の変更ということでお諮り申し上げますが、変更の概要といたしましては、大曲地域の除外案件２件、大曲及び仙北地域の編入案件が２件、計４件ございます。
計画の変更に当たりましては、大変お忙しい中、地元農業委員や農地最適化推進委員の皆様に、書面及び現地確認をいただいており、去る１２月９日には、大仙農業振興地域整備促進協議会幹事会を開催しまして、計画の妥当性など様々な要件に照らし合わせて協議を行っております。
２件の農業振興地域からの除外及び編入についてやむを得ないものとの結論に至っております。
この後、全体概要及び各事業の詳細につきまして、担当の須田主査から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いします。

お疲れさまです。担当の農業振興課の須田と申します。今日はよろしくお願いいたします。大変恐縮ですけれども、ここからは座って説明させていただきます。
各地域の説明に入ります前に、全体の概要について説明させていただきます。
お手元の議案資料第１号の１ページから２ページ、総会議案資料の１ページから８ページまでになります。
今次、令和４年度後期分の計画変更につきましては、除外案件が２件、編入案件が２件となっております。このたび除外する件数については田４筆、畑１筆の計５筆でございます。面積は〇〇〇〇〇平米です。
除外後の用途につきましては、駐車場及び砂置場が２件、宅地が１件です。
除外に当たりましては、これまで同様、事業計画の妥当性が除外することにより農地の集団化、効率化、担い手の農地集積や水路等の土地改良施設に支障が出ないかどうかの除外５要件に加え、農地転用許可の可否の見込みについても含め、総合的に判断させていただいたものでございます。
それでは、詳細につきまして説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。
それでは、除外案件について説明申し上げます。
番号は１番になります。総会議案書につきましては、１ページ、２ページ目をご覧ください。
申出地は、大仙市戸蒔〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目は田、面積は合計〇〇〇〇〇平米となってございます。
申出者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんで、計画者は〇〇〇〇さんとなっております。
用途は駐車場及び資材置場です。
計画者は、現在、運輸会社の役員をしており、事業拡大に伴い会社敷地に隣接する当該地を運輸車

両の駐車場及び資材置場として利用するために、農業振興地域から除外するものです。
当該地は、会社敷地に隣接しており、また市街化が進む地域であることから、農用地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。雨水については自然流下、また緩衝地を設けて土砂の流出を防ぐため、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しています。
土地改良事業については、国営造成土地改良施設整備事業が平成１４年度に完了しており、完了後８年以上経過しております。また、関係土地改良区とも調整済みでございます。
農地転用における立地基準につきましては、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当すると判断しております。
農地転用における許可基準につきましては、当該地は会社の敷地に隣接する農地であり、会社の規模拡大のために駐車場及び資材置場として利用するため、業務上必要なものとして活用されることから、許可要件を満たすと判断いたします。
続きまして、番号は２番の案件になります。
総会議案資料につきましては、３ページ目と４ページ目をご覧ください。
申出地は、松倉○○○○○○○○○○○○○○の土地１筆、現況地目は畑、面積は合計○○○平米です。
申出者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○さんで、計画者は申出者と同居する息子の○○○○○さんです。
用途は一般住宅です。
計画者の○○○○○と○○さんは、二世帯で同居しておりますが、○○さんの子供の成長に伴い手狭になってきたことから、当該地に新たに住宅を建築するために、農用地区域から除外するものであります。当該地の北側は現在住んでいる家があり、西側は道路、南側が農地となっておりますが、当該変更により分断、クロスする農地もなく、農用地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
住宅建築後の生活排水は、合併処理浄化槽で処理し、雨水については自然流下、また緩衝地を設け、土砂の流出を防ぐため、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
土地改良事業について、当該地は土地改良事業の受益地外であることから、土地改良施設に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
農地転用における立地基準につきましては、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当すると判断しております。
農地転用における許可基準につきましては、当該地は集落に接続した農地であり、申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続していることから、許可要件を満たすと判断いたします。
続きまして、編入案件になります。番号は３番になります。
資料のほうは５ページから６ページをご覧ください。
今回の編入案件は、令和５年度採択予定の県営の花館高関上郷ほ場整備事業に伴うものであります。
編入する農地は、宅地、水路等に隣接したものとして除外されていたものです。
事業名は、農地中間管理機構関連農地整備事業で、区画整理の面積が４７．１ヘクタールで、うち今回編入するのは、田２筆、面積は８９４平米です。対象となる土地改良区は、秋田県仙北平野土地改良区となっております。
続きまして、仙北地域の編入案件についてもご説明させていただきます。
番号は４番になります。
資料のほうは、７ページ目、８ページ目になります。
今回の編入案件は、令和６年度採択予定の県営の戸地谷北部の圃場整備事業に伴うものであります。
編入する農地は、宅地等に隣接、または宅地への転用が見込まれるものとして除外されていたものです。
事業名は、農地中間管理機構関連農地整備事業で、区画整理の面積は５１．９ヘクタール、うち今回編入するのは、田２筆、面積は１，５８０平米です。対象となる土地改良区は、秋田県仙北平野土地改良区となっております。
以上、全案件についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議　長　　説明が終わりました
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり同意することに決定しました。
ここで、農業振興課の職員が退席しますので、暫時休憩します。
（農業振興課職員退席）

（午後１時４８分　休憩）

議　長　　休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後１時５５分　再開）

議　長　　次に、議案第２号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長　　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和５年１月１２日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

５ページ、８番から６ページ、１０番まで関連がありますので、一括でご説明します。
移転される農地は、鑓見内〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の田３筆です。３件とも贈与による所有権移転の案件になります。
申請人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さん、６７歳。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、６８歳。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、４８歳です。〇〇さんにつきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇になります。
申請理由としまして、３者間での贈与により合作地を解消するものになります。当該農地は平成２３年に、中仙南部土地改良事業により換地処分を受けましたが、合作地となってしまい、以前より耕作に不便を感じていたため、これの解消を図るものでございます。
なお、当該案件については関係者が複数いることもあり、岩田推進委員から手続き、調整等、ご協力をいただいたものになります。

８ページ、１４番をご覧ください。
農地の所在は、協和小種〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、外、田１筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
贈与による所有権移転です。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、５６歳。

譲受人は、○○○○○○○○さん、８２歳です。
譲渡人と譲受人の関係は、養子と養父の関係になります。
申請理由といたしまして、譲渡人は以前に当該農地を取得し、兼業により、これまで耕作をしておりましたが、今回、仕事が忙しく営農ができなくなってきたことから養父に贈与するものになります。
なお、一般的には、家族間での名義の変更につきましては、生前一括贈与などが考えられますが、年少者から年長者への贈与申請はほとんどないことから、事前に関係法令等を確認いたしましたが、農地法第３条より、同じ世帯内での贈与を規制する規定はなく問題のない案件であることを確認しております。

９ページ、１５番をご覧ください。
農地の所在地は、大仙市橋本○○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートル、外、田１筆、計２筆、合計面積○○○○○平方メートルです。売買による所有権移転です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７９歳。
譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７２歳です。
売買価格は、１０アール当たり○○○○円、総額○○○○○○○○○○円です。
理由といたしまして、譲渡人の○○さんは高齢で体調が優れないことから、規模を縮小したいと考えていました。譲受人の○○さんは、所有していた農地を昨年５月総会において特別養護老人ホーム建設のために売買し、所有地が減少したことから、代わりとなる農地を探していました。今回、自作地の近隣であれば売買単価が高くとも構わないとの○○さんの意向から、話がまとまったものになります。

議案第２号につきましては、ただいま説明いたしました５件のほかに、有償所有権移転２件、無償所有権移転５件、賃貸借権設定の新規２件、使用貸借権設定の更新２件がございます。
１０ページ、１１ページの農地法第３条の調査書をご覧ください。
農地法第３条第２項各号には該当しない旨、記載したものです。結果、許可要件を満たしているものと考えます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
(なしの声)
議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第３号の農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長　　議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和５年１月１２日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

１２ページ、１番をご覧ください。

位置図及び平面図は、資料の１、２ページになります。
農地の所在は、大曲船場町一丁目○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートル、外、田２筆、合計面積○○○○○平方メートルです。
売買による所有権移転です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。
譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、○○○○○、○○○さんです。
申請理由につきまして、譲受会社は大型印刷機械の製造販売業を営んでいますが、事業拡大に伴い印刷機のドラムや建材用鉄骨部材等の資材置場の設置を計画したものです。
売買価格は、総額○○○○○万円、１平方メートル当たりに割り返しますと、約○○○○○円になります。
この資材置場の審査につきましては、一般基準による判断となります。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められており、第３種農地に区分されるため、原則許可することが認められています。
また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明をお願いいたします。
案件１番についてお願いします。

髙川委員　　１５番の髙川です。
５日の日に事務方と一緒に行って、現地を確認してまいりました。雪があったんですけれども、位置図と地図を見ていただければ分かるとおり、住宅街から少し外れた堤防との間の中にある土地でございました。
会社が太田町ですけれども、横手平鹿のほうにも事業所があるということで、やや中間である大曲地域に資材置場を置きたいというような要請があったようです。今、事務方の説明のとおり、特別問題はないと確認してまいりましたので、よろしくお願いしたいと思います。

事務局長　　現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第４号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局長　　議案第４号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和５年１月１２日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　議案第４号、案件１４番から１８番までを議題とします。
本案件は〇番、〇〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
（〇〇委員　退席）

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与

２０ページの１４番から２２ページ、１８番までの５件につきまして、一括で説明させていただきます。
利用権の設定を受ける方は、全て〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、７３歳。認定農業者です。
利用権を設定する農地は、１４番、土川〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積が〇〇〇〇〇平方メートル、外、田１５筆、合計、田１６筆、面積〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。
利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、６８歳、外１名、外４件です。
申請理由として、全て期間満了による契約の更新です。
設定期間は、１４番、１５番、１８番は３年で、１６番、１７番は１年。
賃借料は、１４番が１０アール当たり〇〇〇〇〇〇〇円、１５番は総数で米〇俵、１６番は米〇俵、１７番、１８番は使用貸借となっております。賃借料が安く設定されておりますが、当該農地は不整形地であり、ぬかるなど条件が悪い農地で、作ってくれるだけでもありがたいと、農地の所有者から申出があったためです。
なお、この案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。
〇番、〇〇委員の入場を求めます。
（〇〇委員　入場）

議　長　次に、議案第４号、案件１９番を議題とします。
本案件は、〇〇番、〇〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
（〇〇委員　退席）

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与

２２ページの１９番についてご説明いたします。
利用権を設定する農地は、大仙市南外○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○平方メートル外、田６筆、計７筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。
利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、４５歳です。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、７０歳。
設定期間は５年、賃借料は１０アール当たり○○○○○円です。
理由といたしまして、○○さんは労働力不足から農地を管理できずに困っていることを農業委員である○○委員に相談したところ、自作地が近くにあり効率的に管理できることから、○○委員が申請地を借り受けることにしたものです。
なお、この案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○番、○○委員の入場を求めます。
（○○委員　入場）

議　長　　次に、議案第４号、案件１０５番を議題とします。
本案件は、○○番、○○○委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により○委員の退席を求めます。
（○委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

７０ページ、１０５番を説明させていただきます。
利用権を設定する農地は、大仙市太田町斉内○○○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル外、田５筆、計６筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。
農地中間管理機構を活用した一括方式による新規の賃貸借権設定です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７５歳です。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、○○○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。
設定期間は１０年、賃借料は１０アール当たり○○○○○○○円となっております。
申請理由といたしまして、当該農地は圃場整備区域内であり、機構集積協力金推進事業を活用するため、法人に貸し付ける必要があったことから、○○○○○○、○○○○○○○○○に貸し付けるものです。
本案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇委員の入場を求めます。
（〇委員　入場）

議　長　　次に、案件１番から１３番、２０番から１０４番、１０６番から１１８番までを議題とします。
事務局の説明を求めます。

参　与

１４ページ、４番です。
所有権を移転する農地は、大仙市神宮寺〇〇〇〇〇〇〇〇、台帳、現況ともに田の〇〇〇平方メートル、外、田３筆、合計面積〇〇〇平方メートルです。
所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、７５歳。
所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇さんです。
売買価格は、総額〇〇円、１０アール当たりに割り返しますと、約〇〇〇〇〇〇〇円です。
申出理由といたしまして、〇〇〇さんは労働力不足による経営規模縮小を希望し、農地を手放したいと考え、隣接地を所有する〇〇さんが買い受けに応じたものです。
申請農地は不整形で面積も小さいことから、〇〇〇さんは無償でいいと申し出ましたが、〇〇さんはただではもらえないとして〇〇円で話がまとまりました。

続きまして、１５ページ、５番をご覧ください。
所有権を移転したい農地は、大仙市土川〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積が〇〇〇〇〇平方メートル、外、田３筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７８歳。
所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さん、認定農業者、５３歳です。
売買価格は、総額で〇〇〇円、１０アール当たりに割り返しますと、約〇〇〇〇〇〇〇円です。
申請理由といたしまして、当該農地は〇〇さんの自宅から離れたところにあり、高齢に伴い耕作することが困難になったことから、農地の処分を考え、近隣の農地を耕作している〇〇さんに相談したところ、買い受けに応じてくれたものです。
なお、売買価格が安くなっておりますが、〇〇さんは後継者もいないことから幾らでもよいとしたところ、〇〇さんが総額〇〇〇円でと申し出、売買がまとまったものです。

次に、３３ページから３６ページの４３番をご覧ください。
利用権を設定する農地は、北野目〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇平方メートル、外、田３７筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。
新規の利用権の設定です。
利用権の設定をする方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、３９歳。
利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、７１歳です。

設定期間は５年。
賃借料は、総数で米〇俵です。
申請理由といたしまして、〇〇さんは相続により農地を取得しましたが、経験が浅いため、農作業は借り手の〇〇〇さんから手伝ってもらって耕作しておりました。このたび農機具が老朽化により使用できなくなったため、利用権を設定して〇〇〇さんに貸し付けることを希望し、同意を得たものです。およそ２町歩の農地に対し賃借料の総数、米〇俵を割り返しますと、１０アール当たり、およそ〇〇〇〇俵となり、賃貸借料が低く設定されておりますが、利用権の設定をした農地の中には、何年か休耕していた農地もあったため、〇〇〇さんが再生しながら耕作するということで、飯米分でよいという申し出を借り手の〇〇〇さんが了承したものです。

次に、３８ページ、４７番をご覧ください。
利用権を設定する農地は、強首〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目が畑、面積が〇〇〇〇〇平方メートル、外、畑１筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。
期間満了による契約の更新です。
利用権の設定をする方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、４１歳、外２名。
利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、３９歳です。
設定期間は６年。
賃借料は総額で〇〇円です。
申請理由といたしまして、〇〇さんは新規就農者として平成２５年から営農しており、当該農地で大根や麦、その他、夏野菜を耕作しております。
総額〇〇円の賃借料を１０アール当たりに割り返しますと、約〇〇〇〇〇円となり、賃借料が低く設定されておりますが、登記地目が原野であり、畑として使用していることから前回と同額で更新することになりました。

７０ページ、１０６番から９２ページ、１１８番までを一括でご説明します。
７０ページ、１０６番です。
利用権を設定する農地は、大仙市大沢郷宿〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル、外、田１８２筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。
農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。
利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、外１１名です。
秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人、秋田県農業公社が借り受けます。
秋田県農業公社から先ほどの農地を借り受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、外７名です。
新規１１件、田２２６筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇〇〇平方メートル、再設定２件、田１０筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。
賃借料は１０アール当たり〇〇円から〇〇〇〇〇〇〇円です。賃借料の違いは、圃場の条件によるものです。
期間は、１１１番から１１３番が５年、それ以外の案件は１０年です。
なお、１件ごとの詳細につきましては、議案書をご確認いただきますようお願いいたします。

私から、その他の案件についてご説明させていただきます。
議案第４号、案件１番から３番、６番から１３番、２０番から４２番、４４番から４６番、４８番から１０４番につきましては、ただいま説明いたしました１７件のほかに、所有権移転１１件、賃貸借権設定の新規４４件及び更新３９件がございます。
今回の所有権移転における田の売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、１０アール当たり〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇〇〇円と幅がございます。これは、各地域の圃場の条件及び契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。
次に、賃貸借権設定における田の賃借料の内容でありますが、説明案件を除き、１０アール当たり〇〇〇〇〇円から〇〇円と幅がございます。これについても、圃場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。いずれも、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要

件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
本案件ついて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　　次に、報告第１号の大仙市農業委員会委員募集要項の制定について並びに報告第２号の大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項の制定については関連がありますので、一括して報告願います。

事務局長　　報告第１号　大仙市農業委員会委員募集要項の制定について
大仙市農業委員会委員募集要項の制定について報告する。
報告第２号　大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項の制定について
大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項の制定について報告する。
令和５年１月１２日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局より報告願います。

参　与

議案書の９３ページ、９４ページをご覧願います。
報告第１号　大仙市農業委員会委員募集要項の制定と報告第２号　大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項の制定についてですが、これらは説明がありましたとおり関連性がありますので、一括でご報告させていただきます。
皆さん、ご存じのとおり、現在の農業委員並びに推進委員の皆様の任期が令和５年７月３０日をもって満了となります。そこで、次期改選をどのような形で実施するか、先日、役員会でご協議いただきました。その結果、お配りしました大仙市農業委員会委員募集要項と大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項のとおり決定し、それぞれ制定しましたのでご報告をいたします。
募集要項の内容は、それぞれ前回改選時とほぼ同様でございます。変更となった箇所は、それぞれ任期や募集期間などの年月日でございます。
前回の募集時と同様に、広く市民に周知するために、令和５年１月３１日に全戸配布されます広報だいせん日和２月号に、農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集記事を掲載いたします。また、要項、推薦書、応募申請書等につきましては、農業委員会事務局及び各分室へ備え付けるとともに、大仙市のホームページに掲載し、ダウンロードもできるようにいたします。
以上、ご報告とご説明を終わりますが、どうかよろしくお願いいたします。

議　長　　以上、報告といたします。
次に、報告第３号の農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について報告願います。

事務局長　報告第３号　農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から、農地法第６条第１項の規定により書類提出があったので、これを報告する。
令和５年１月１２日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　事務局より報告願います。

参　与

９５ページをご覧ください。
法人の事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。
１番、大仙市協和峰吉川字半仙２９番地３９、有限会社ハピー農場、代表取締役、吉川周平。
以上、１法人からの報告がありました。
詳細につきましては、９６ページから９８ページをご覧ください。
結果、申請法人は、農地所有適格法人の要件を満たしているものと判断いたしました。

議　長　以上、報告といたします。
これで本日の日程は全て終了しました。
このほか事務局のほうから何かございませんか。

事務局長　１２月の総会で、田村委員から発言のありました農政専門委員会が作成する令和５年度農作業標準賃金等料金表について、全委員から意見を聞いたほうがいいのではないかとのご意見でした。
これについて、１２月２６日に開催しました役員会に諮りましたところ、標準賃金料金表についてはあくまでも目安であり、実際の金額は圃場の状態や作業の難易度により、当事者間で協議の上、決定してくださいとしているので、個別に委員からも意見を聴取して上げさせることは考えていないとのことでした。ただし、専門委員会前に資料の提出があれば、参考とさせていただくということでしたので、ご意見のある方は、２月の総会の際に事務局に書面で提出していただくようにお願いいたします。

議　長　委員の皆さんから何かありませんか。

田村委員　時間どれぐらいぐらいありますか。時間。短いほどいいですか。
まず、農地委員会と農政委員会があります。毎年、小作料の情報提供と、それから作業料金の情報提供ですけれども、農業委員会の出している情報では、非常に一般農家とすれば影響が大というふうに思っております。それで、なぜ重要かというと、いろんな農政状況の中で今一番大事なのは、やっぱり担い手育成と思っています。次の農業をやりたいという人が出るように、後押しするための農業委員会だというふうに思ってますので、それで情報提供のほうも今の一人一人聞くというのは、ちゃんと時間かけて整理したらどうですかという意味です。それで、去年も言ったんですけれども、取りあえず作業料金のところで、肥料も燃料も高くなっていると。そして、作業料金がどれぐらいになっているかというと、私の認識からすると３０年前とほとんど変わらないんです、料金の方が。それで、少し違っているかもしれませんけれども、消費税が上がったときにちょっと上がったくらいで、そんなに変わっていないというようで。
例えば、作業の際には、肥料だの、燃料費とか使いたい、１．５倍ぐらいするから、それから苗料金とか培土とか１．５倍とかなっているときにですね、何でも今までどおりでいいというのはないんじゃないですかということですよ。ですから、みんなに、ちゃんと聞いたらいいんではないですかということです。ただの目安じゃなくて、ま

ず、じゃ情報提供やらねばやらなくてもいいということじゃないですか、ということもあるけれども。農業委員会としてどう思っているかというのをちゃんと言ってほしいということですよ。

例えば３０年前、３０年前とは言いませんけれども、１０年前と今の作業料金がどのぐらいになっているかとか、機械代はどのぐらい上がっているかと、燃料費はどのぐらい上がっているかと、去年から今年の燃料費が上がっているのじゃなくて、１０年前にももう機械代がどれぐらい上がっているかと。例えば、田植機６条も値段がどのぐらい上がっているかと、そういうのもちゃんと調べてみてくれないですか、ということですよ。それで、ある程度上げ幅は、上げないんですか全然、上げる気はないんですか。去年、今までと同じでいいんではないかと、今までのようにそういうふうにするんですかと。上げなきゃいけないでしょう。上げるための根拠をどういうふうにするんですかと。当然、上がらなきゃいけない状況の中で、例年と同じなんていったら、当然上げなきゃいけないので、上げるための根拠はどういうところに根拠があるのかと、ちゃんとみんなで審議したらいいんじゃないですかということです。

まず以上です。

事務局長　私も、実際に農政の専門委員会に参加したことがないので、何とも言えないんですけれども、今の時点では上げないと言っているわけではなくて、あくまでも標準賃金・料金表については目安ということで、実際に作業料金ですとか、燃料代とかかかって、価格が上がっているというのは分かるんですけれども、それを今年度も反映しないということを言っているわけではなくて、先ほども申し上げましたとおり、ご意見のある場合は、資料等を出していただければ参考にしますということで申し上げていますので、それで作業する側の意見も分かるんですけれども、実際にお願いする側のほうの意見も折り合うところがないと、実際に作業が委託できないというか、頼まれないということになりますので、その結果、遊休農地が増えてしまうのが一番心配なところもございますので、もしご意見があるのであれば出してくださいということです。

田村委員　まあ分かりました。担い手育成はどうするんですかと。出し手は困っているからこのままで、間に合わない料金でやる人はこれからいますかと、これから農業をやろうとする人が出るならこれでいいですというふうに思います。

事務局長　今、担い手育成ということでおっしゃられましたけれども、確かにやる気のある農家の方々がどんどん集積して、農地拡大していきたいという意欲を高めるという意味で、バックアップするということは一番としてはあると思います。ただ、先ほども申し上げましたとおり、頼む側の事情もあると思いますので、一概に作業する側だけの立場で賃金ですとか、料金を決めていくというのも難しいところもあるかなと思いますので、その辺も含めて農政の専門委員会のほうで検討していきたいと思いますので、ご意見ある場合は資料等を提出してくださいと先ほど申し上げましたけれども、そういったことでどうかよろしくお願いいたします。

議　長　ほかにありませんか。

（なしの声）

議　長　ないようですので、以上をもちまして、第３３回大仙市農業委員会総会を閉会します。

本日はご苦労さんでした。

（午後３時３５分　閉会）